

流通設備における電気事業法および電気関係報告規則に基づく工事計画の届出漏れ等一覧

○流通設備の電気事業法に基づく工事計画の届出漏れ

変電所	実施工事	実施年月	該当法令 ^{※1}
新綾部 (京都)	77kV分路リアクトル ^{*1} 増設工事	H13. 7	第48条1項

*1 分路リアクトル：深夜などの軽負荷時に系統へつなぎ、系統の電圧上昇を抑制する設備

○流通設備の電気関係報告規則に基づく変更届出および廃止届出漏れ

変電所	設備	事象	実施年月	該当法令 ^{※2}
円町 (京都)	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	第4条第16号
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H18. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ 使用届出時の機器名称誤り	H18. 6	
島原 (京都)	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H19. 6	第4条第17号の2
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H19. 6	
	0Fケーブル ^{*2}	保管事業所名称の変更に係る届出漏れ	H19. 6	
淀川 (大阪)	計器用変成器 ^{*3}	廃止届出漏れ	H19. 4	
園田 (兵庫)	0Fケーブル ^{*2}	廃止届出漏れ	H17. 2	
新加古川 (兵庫)	計器用変成器 ^{*3}	廃止届出漏れ	H16. 4	
生野 (兵庫)	変圧器	廃止届出漏れ	H14. 3	
海南 (和歌山)	変圧器	廃止届出漏れ	H18. 12	

*2 0Fケーブル：Oil-Filled cable（内部に絶縁用の油を注入し、電気の絶縁性を高めたケーブル）

*3 計器用変成器：交流の大電流を測定するため、電流を計器で測定できるよう適切な大きさにする設備

※1 電気事業法（現在の条項で記載）

第48条1項

事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

※2 電気関係報告規則（該当部分について記載）

第4条第16号

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する、変圧器、計器用変成器、リアクトル、開閉器、遮断器、避雷器および0Fケーブル等であつて、設置若しくは予備の別に変更があつた場合又は、これらを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあっては工場若しくは事業場の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を届出なければならない。

第4条第17号の2

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する、変圧器、計器用変成器、リアクトル、開閉器、遮断器、避雷器および0Fケーブル等であつて、これらを廃止した場合には、その旨を届出なければならない。